

短期社債振替制度に係る業務処理要領第1.4版 新旧対照表(2020/4/1)

第1章 総則

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
					変更箇所はございません。		

第2章 短期社債に係る発行手続

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1	2	1	1	変更	※ 「同意書」は、機構ホームページに掲載の書式(CP0-A01)をいう。	※ 「同意書」は、機構ホームページに掲載の書式(CP S11)をいう。	1. (1)a 備考欄
2	2	1	2	変更	b 資金決済会社の届出 発行者は、「参加形態別事項届出書」を機構に提出し、利用する資金決済会社を届け出なければならない。	b 資金決済会社の届出 発行者は、「別紙 参加形態別届出事項」を機構に提出し、利用する資金決済会社を届け出なければならない。	1. (1)b
3	2	1	2	変更	※ 「参加形態別事項届出書」は、機構ホームページに掲載の書式(CP0-B01)をいう。	※ 「別紙 参加形態別届出事項」は、機構ホームページに掲載の書式(CP Sx1-1)をいう。	1. (1)b 備考欄
4	2	1	2	変更	c 発行代理人及び支払代理人の選任 発行者は、自らが発行する短期社債の銘柄について、発行代理人及び支払代理人(1.において「代理人」という。)を選任する場合には、「参加形態別事項届出書」を機構に提出し、少なくとも1社を代理人として選任しなければならない。ただし、自らが短期社債振替システムへの接続を行う場合には、代理人の選任を行う必要はない。	c 発行代理人及び支払代理人の選任 発行者は、自らが発行する短期社債の銘柄について、発行代理人及び支払代理人(1.において「代理人」という。)を選任する場合には、「参加形態別届出事項」を機構に提出し、少なくとも1社を代理人として選任しなければならない。ただし、自らが短期社債振替システムへの接続を行う場合には、代理人の選任を行う必要はない。	1. (1)c
5	2	1	2	変更	※ 「参加形態別事項届出書」は、機構ホームページに掲載の書式(CP0-B01)をいう。	※ 「別紙 参加形態別届出事項」は、機構ホームページに掲載の書式(CP Sx1-1)をいう。	1. (1)c 備考欄
6	2	1	2	変更	(2)代理人の追加選任手続 発行者が代理人を追加で選任する場合には、機構に対し、「参加形態別事項届出書」に必要事項を記入のうえ、提出しなければならない。	(2)代理人の追加選任手続 発行者が代理人を追加で選任する場合には、機構に対し、「参加形態別固有事項の変更届出書」又は「発行者固有事項の変更届出書」に必要事項を記入のうえ、提出しなければならない。	1. (2)
7	2	1	2	変更	※ 「参加形態別事項届出書」は、機構ホームページに掲載の書式(CP0-B01)をいう。	※ 「参加形態別固有事項の変更届出書」は、機構ホームページに掲載の書式(CP H01)をいう。 ※ 「発行者固有事項の変更届出書」は、機構ホームページに掲載の書式(CP H13)をいう。	1. (2) 備考欄
8	2	1	3	変更	※ 発行者は、「参加形態別事項届出書」を提出し、変更を届け出る。	※ Target 保振サイト接続により提出可能な発行者は、「参加形態別固有事項の変更届出書」を、それ以外の発行者は、「発行者固有事項の変更届出書」をそれぞれ、提出する。	1. (2) 備考欄

第3章 短期社債に係る振替手続

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所	
					変更箇所はございません。			

第4章 短期社債に係る抹消手続

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
					変更箇所はございません。		

別紙等

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所	
					変更箇所はございません。			